議第2号議案

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決の一部を次のように改正する。

平成24年5月31日提出

市会運営委員会 委員長 古 川 直 季

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決 (議決年月日 平成23年5月17日) の一部を 次のように改正する。

大 都 市	大都市制度の早期実現を図るとともののののの確立を目れるののでは、ともののでは、ののでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	15人
基 地 対 策特別委員会	本市内の米軍施設の返還及び跡地利用の促進等を図ること。	1 4 人

を

	大都市制度の早期実現を図	
大 都 市	るとともに、その実態に対応	
行財政制度	する行財政制度の確立を目的	1 2 人
特別委員会	とし、これを強力に促進する	
	こと。	

基地対策	米軍施設の跡地利用及び早
	期全面返還の促進等を図るこ 12人
特別委員会	
	٤.

に改め、基地対策特別委員会の項の次に次のように加える。

新市庁舎に 関する調査 特別委員会	関内・関外地区の活性化及び議会機能を含む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査・検討を行うこと。	12人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉会中も審
減災対策推進特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	査を行い、
孤立を防ぐ 地域づくり 特別委員会	身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。	12人	委員長 1人 副委員長 2人	その終了まで
観 光 ・ 創造都市・ 国際戦略 特別委員会	MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術等の大規模集客イベントの開催に関すること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	継続する。

提 案 理 由

大都市行財政制度特別委員会及び基地対策特別委員会の付議事件等を変更する とともに、新たに新市庁舎に関する調査特別委員会、減災対策推進特別委員会、 孤立を防ぐ地域づくり特別委員会及び観光・創造都市・国際戦略特別委員会を設 置するため、横浜市会特別委員会設置議決の一部を改正したいので提案する。

横浜市会特別委員会設置議決

 上段
 改正案

 下段
 現
 行

委員会の名称	付 議 事 件	委員 定数	委員長及び 副 委 員 長	期間
大 都 市 行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進することが立びに時代の変化に即応する行財政改革及び指定管理者・独立行政法人・外郭団体に関する基本的事項の調査・検討を行うこと。	12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	議会閉会
基 地 対 策特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還 本市内の米軍施設の返還及び跡地利用 進等を図ること。	12人	委 員 長 1人 副委員長 2人	中も審
新市庁舎に 関する調査 特別委員会	関内・関外地区の活性化及び議会機能を含む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査・検討を行うこと。	12人	委員長 1人 副委員長 2人	査 を 行 い
減災対策推進特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	、 そ の 終 了
孤立を防ぐ 地域づくり 特別委員会	身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。	12人	委員長 1人 副委員長 2人	まで継続す
観光・創造都市・国際戦略特別委員会	MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の 推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術 等の大規模集客イベントの開催に関すること	13人	委員長 1人 副委員長 2人	。 。

横浜市会委員会条例(抜粋)

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。 2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。